

平成27年第4回七戸町議会定例会 会議録（第4号）

平成27年12月8日（火） 午前10時02分 開会

○議事日程

- 日程第 1 報告第17号 専決処分事項の報告について
(公有自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第 2 報告第18号 専決処分事項の報告について
(町道における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第 3 議案第85号 七戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第86号 七戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 5 議案第87号 七戸町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第88号 七戸町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第89号 七戸町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第90号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸中央イベント広場）
- 日程第 9 議案第91号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸職業能力開発校）
- 日程第10 議案第92号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町文化村美術館等）
- 日程第11 議案第93号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町堆肥センター（天間林堆肥センター））
- 日程第12 議案第94号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町ライスセンター）
- 日程第13 議案第95号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町農産物流通センター）
- 日程第14 議案第96号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町農産物集出荷貯蔵施設）

- 日程第15 議案第97号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町転作物加工処理施設）
- 日程第16 議案第98号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町農業施設（体験ハウス1号棟））
- 日程第17 議案第99号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町堆肥センター（七戸良質堆肥センター））
- 日程第18 議案第100号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町農業施設）
- 日程第19 議案第101号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町総合福祉センターゆうずらんど）
- 日程第20 議案第102号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について（天間西児童センター）
- 日程第21 議案第79号 平成27年度七戸町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第22 議案第80号 平成27年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第81号 平成27年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第82号 平成27年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第83号 平成27年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第84号 平成27年度七戸町水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第27 報告第19号 七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成26年度事業分）に関する報告について
- 日程第28 委員会報告について（各常任委員会及び議会運営委員会）
- 日程第29 閉会中の継続調査申出書について（各常任委員会及び議会運営委員会）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議長	16番	田嶋輝雄君	副議長	15番	三上正二君
	1番	二ツ森英樹君		2番	小坂義貞君
	3番	澤田公勇君		4番	疍清悦君
	5番	岡村茂雄君		6番	附田俊仁君
	7番	佐々木寿夫君		8番	瀬川左一君

9番 盛田 惠津子 君
11番 松本 祐一 君
13番 中村 正彦 君

10番 田嶋 弘一 君
12番 田島 政義 君
14番 白石 洋 君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	小 又 勉 君	副 町 長	似 鳥 和 彦 君
		支 所 長	
総 務 課 長	瀬 川 勇 一 君	(兼庶務課長)	山 谷 栄 作 君
企画調整課長	高 坂 信 一 君	財 政 課 長	天 間 孝 栄 君
地域おこし		会 計 管 理 者	
	田 嶋 邦 貴 君		木 村 正 光 君
総合戦略課長		(兼会計課長)	
税 務 課 長	原 田 秋 夫 君	町 民 課 長	町 屋 均 君
社会生活課長			
	氣 田 雅 之 君	健康福祉課長	田 嶋 史 洋 君
(兼城南児童館長)			
商工観光課長	附 田 敬 吾 君	農 林 課 長	鳥 谷 部 昇 君
建設課長	仁 和 圭 昭 君	上 下 水 道 課 長	加 藤 司 君
教育委員会委員長	附 田 道 大 君	教 育 長	神 龍 子 君
		生涯学習課長	
		(兼中央公民館長・	
学 務 課 長	中 野 昭 弘 君	南公民館長・	金 見 勝 弘 君
		中央図書館長)	
世界遺産対策室長	小 山 彦 逸 君	農 業 委 員 会 会 長	高 田 武 志 君
農業委員会事務局長	高 田 浩 一 君	代 表 監 査 委 員	野 田 幸 子 君
監査委員事務局長	八 幡 博 光 君	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	古 屋 敷 満 君
選挙管理委員会事務局長	町 屋 均 君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	八 幡 博 光 君	事 務 局 次 長	原 子 保 幸 君
---------	-----------	-----------	-----------

○会議を傍聴した者（2名）

○会議の経過

○開議宣告

○議長（田嶋輝雄君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。したがって、平成27年第4回七戸町議会定例会は成立をいたしました。

議長において作成いたしました議事日程は、お手元に配付いたしたとおりであります。これより、12月4日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

○日程第1 報告第17号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第1 報告第17号専決処分事項の報告について、公有自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決をします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第17号専決処分事項の報告について、公有自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり承認されました。

○日程第2 報告第18号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第2 報告第18号専決処分事項の報告について、町道における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

10番議員。

○10番（田嶋弘一君） この件についてですけれども、ことしの3月に雪が解けると同時に町の職員、もしくは地域の町会長なりに連絡して、早急に道路の穴を直そうということで、昨年度は結構事件が起きてということで、一丸となってやるという話でスタートしたのですが、この地域には、話を聞くと前から穴があいていたという話なのだけ

ども、8月1日までこの大きな穴がその事故が起きるのだけれども、穴があいていたところに気がつかなかったのか。

○議長（田嶋輝雄君） 建設課長。

○建設課長（仁和圭昭君） お答えします。

現場の状況を把握しておりませんでした。今後とも、第三者被害目視して穴埋め等の早急な緊急的な対応をやっていきたいと思えます。

○議長（田嶋輝雄君） 10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 今、建設課から答弁をしていただいたので、こういうのというのは建設課だけではないのではないですかということ、3月に言いました。みんなから情報を収集して、なければ常会なりをお願いしてやらなければならないのではないですかということ、縦割りではなく横割り行政でやったらいかがですかということ、それでもなおかつ事故が起きるということに関して、もう少しがっちりみんなが一丸となって住民を守るという意識が、まだまだ足りないように思いますが、この辺は本当に常会なりに、うわさだと、ずっと前から出ていて役場のほうが動かないからというみたいな話も聞いているのですけれども、その辺どのような状況なのか。

○議長（田嶋輝雄君） 総務課長。

○総務課長（瀬川勇一君） ことし3月議会で、田嶋議員から御提案がありました。それについて毎年春になると除雪作業などで道路に陥没なり、それからカーブミラーの損傷、街灯の玉入れ等、傷んでいきますよということ、担当課はもちろんのこと、担当課以外の職員も業務で町内に出向いた際には状況等を把握し、迅速に補修するよう態勢をとって職員に周知を図っていきたく思っております。また限られ人数でもあるというふうなこともございまして、町内会長、それから行政連絡役員にその連絡等も周知させて実施しているところでございます。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 10番議員、よろしいですか。

次、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第18号専決処分事項の報告について、町道における事故に係る

和解及び損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり承認されました。

○日程第3 議案第85号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第3 議案第85号七戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

発言を許します。

7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） この個人を識別するための番号は、平成28年1月1日から施行するということですが、町民に対して、それは11月ごろからそれぞれ配布されているのですが、町民の中で例えばどれぐらい配布されて、戻ってきたのか、現在まで届いていないというその辺の状況はいかがでしょうか。

○議長（田嶋輝雄君） 総務課長。

○総務課長（瀬川勇一君） 11月20日現在によりますと、七戸町管内送付枚数6,912人になるのですけれども、それで、約94%配達されてございます。郵便局の方へ戻っている数ですけれども428通です。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 1月1日から施行するということで、町民の中でもこれをどういうふうにしたらいいかということで、困っている人たちもいるわけですが、そういう相談というのは役場のほうに来ていますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町民課長。

○町民課長（町屋 均君） 町民課のほうへの相談件数というか問い合わせが、全部で230件問い合わせがあります。そのうちが窓口対応が50件、あと電話等は180件あります。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 町民の中では、結構お年寄りの方はどうしたらよいかかわからないということで、結構あるわけですから、その辺で町民に対する親切な対応というのが必要ではないかと思えます。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） そのほかにありませんか。

10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 個人番号の利用の配布といったことで4条の4番、ここにその他の条例、規則、その他の規定によりという文言が書いてあるのだけれども、規則、規程、規定ってこの言葉が一つ多いような気もするのですけれども、これから新しく条例を

つくっていくわけですがけれども、もっとわかりやすくやるのであれば、この辺の言葉の使い方というか、ちょっと私が多いようにも感じるのだけれども、これでいいのかなというふうに思うのですけれども、その辺、答弁お願いします。

○議長（田嶋輝雄君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時13分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（瀬川勇一君） 第4条の4、他の条例、規則、その他の規程のいわゆる規程の中の規定というふうな形で捉えていただけたらと、そう思っております。ですから、この表示の方法については特には問題ございません。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 10番議員。

○10番（田嶋弘一君） あなた方がつくっているのは、確かと思うのだけれども、例えばその条例、規則は、その他の規程の規定によりって、ここの規定を最後の規定なくても規定だと思うのだけれども、違いますか。

○議長（田嶋輝雄君） 総務課長。

○総務課長（瀬川勇一君） あくまでも条例、規則ですね。今、規程の中での定める規定というふうな形で理解していただければと思います。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第85号七戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○日程第4 議案第86号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第4 議案第86号七戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題

といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第86号七戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第5 議案第87号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第5 議案第87号七戸町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第87号七戸町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第88号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第6 議案第88号七戸町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第88号七戸町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第89号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第7 議案第89号七戸町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

10番議員。

○10番(田嶋弘一君) 前にも幾つか同じことなのですが、あえてここで質問をいたします。

本来であれば、ここの条項のところの改正するところが0.1と0.3を変えればいいのに、ミリグラムというふうにまで書いてあるのですけれども、昔の話になるのだけれども、改革ということで印刷屋にお願いしたころは1個何十円という形で作ってきたという過去があるらしいのだけれども、今ただラインを引っ張ってやっているのだけれども、本来は0.1と0.3しか違わないのに、ミリグラムまで修正かけたような形になっていますね。これはやる必要がないと思うのですけれども、そこを答弁お願いします。

○議長(田嶋輝雄君) 上下水道課長。

○上下水道課長(加藤 司君) お答えします。

議員がおっしゃるとおりかと思いますが、やはり単位まで入れたほうがわかりやすいと思って入れております。

以上でございます。

○議長(田嶋輝雄君) 10番、よろしいですか。

○10番(田嶋弘一君) 納得したのだけれども、過去は過去として、やるべき当初のころは印刷屋にお願いしたころは、0.3というのと0.1で大体終わっていて金がかかるから

と。それが節ではないけれども、款項目の節で節約と言っているのだと思うのだけれども、この別に0.1と0.3を変えればいいだけのことだから、我々にしてみれば何もここまでライン引っ張ってミリグラムまで、これはここだけではないですよ、今までやってきたのを、いずれ全部大体似ているのだけれども、やっているところとやっていないところがあるのだけれども、ここまでやる必要がないかと思うのだけれども、これからもつける必要は私はないと思うのですけれども。

○議長（田嶋輝雄君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時22分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（瀬川勇一君） お答えいたします。

田嶋議員御提案のとおり、その改正等にかかわるものについて、これから統一した形で、今のような形でやりたいと、そう思っています。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 10番議員、よろしいですか。

○10番（田嶋弘一君） はい。

○議長（田嶋輝雄君） 質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第89号七戸町下水道条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第90号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第8 議案第90号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸中央イベント広場）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第90号七戸町公の施設における指定管理者の指定について(七戸中央イベント広場)は、原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第91号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第9 議案第91号七戸町公の施設における指定管理者の指定について(七戸職業能力開発校)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第91号七戸町公の施設における指定管理者の指定について(七戸職業能力開発校)は、原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第92号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第10 議案第92号七戸町公の施設における指定管理者の指定について(七戸町文化村、美術館等)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第92号七戸町公の施設における指定管理者の指定について(七戸町文化村、美術館等)は、原案のとおり可決されました。

○日程第11 議案第93号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第11 議案第93号七戸町公の施設における指定管理者の指定について(七戸町堆肥センター(天間林堆肥センター))を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

6番議員。

○6番(附田俊仁君) この七戸町の堆肥センターなのですが、先般、冷蔵庫の話があったのですが、ここもゆうき青森農協が指定管理ということで今までやってこられたと思うのですが、ここは会検での指摘事項には当たっていますか。

○議長(田嶋輝雄君) 農林課長。

○農林課長(鳥谷部 昇君) お答えいたします。

こういう管理の建物というのは、実際はその利用するところが事業実施主体というのが本来の形でございます。ですから、現在、農協がしっかりしている建物については、全て農協が利用しているということを考えれば、会検のほうからもそういう実態に合っていないということは指摘されております。

○議長(田嶋輝雄君) 6番議員、よろしいですか。

○6番(附田俊仁君) はい。

○議長(田嶋輝雄君) あとは、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、これより討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番議員。

○6番(附田俊仁君) 議長の許可を得たので、賛成討論をします。

先般、議員の全員協議会の中でも説明があった施設ごとに関連してのお話なのですが、農協に限らず本来行政が携わるべき建物、施設というのは町民の中の不特定多数の人間が利用するものが公共性が高いというふうに言われて、町が積極的に関与しなければならないものというふうには私は認識しております。その関連から言いますと、この堆肥センター以下、次に出てくる議案もそうなのですが、特定少数と言われる方々の利用をされている建物、当初その事業を持ってくる時点で、それは確かに必要だったと思います。それを否定するものではないのですが、では、これから先、この堆肥センター以下の施設をこのまま指定管理の問題でいってもいいものかどうかというところで、私はとても疑問に感じております。

自立自営、自立があつて初めて自営が成立する。自営して初めて自立するということの観点もありますし、もう一つには会検での指摘事項にもなっているということです。今回は指定管理、これから5年間お願いをするわけですがけれども、この5年のうちに、事業主、事業主体を本来持つべきところに移譲をして、自立自営を促進するとともに、その会検での指摘事項をきっちりクリアすることをしていただきたいということの条件を付して、今回の指定管理はこのまま進めていくべきではないかというふうに考えておりますので、議員の皆様の御判断をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

暫時休憩します。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

議長のほうに質問されまして、今、皆様方に事務局のほうからそれなりの内容を説明をさせていただきました。その中において、私といたしましては、これからは、今の状況で反対、賛成討論をそのまま続けたいと思いますけれども、皆様方のほうで、それではだめだというのであれば、また決めていただければと思いますけれども、それについて何か誰か、議長判断でよろしいですか。（「はい」との声あり）。

はい、わかりました。では、今までどおり進めさせていただきます。よろしく願いたします。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第93号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七

戸町堆肥センター) 天間林堆肥センター) は、原案のとおり可決されました。

○日程第12 議案第94号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第12 議案第94号七戸町公の施設における指定管理者の指定の指定について(七戸町ライスセンター)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

8番議員。

○8番(瀬川左一君) ライスセンターの件が出て、この前、ニンニクで指定管理で事故があったということですが、このライスセンターにおいても、過去には何かネズミを殺す毒が入って、全部ライスセンターのものをなげたというような経緯がありますが、その過去にどういう今まで指定管理にあったのか、覚えてあれば教えていただきたいと思いますが。

○議長(田嶋輝雄君) 農林課長。

○農林課長(鳥谷部 昇君) そういう事案があったというのは聞いておりますけれども、今、手元に詳細についての資料がございませんので、申しわけございません。

○議長(田嶋輝雄君) 8番議員。

○8番(瀬川左一君) 今、手元にないということであるのであれば仕方がないですけども、後で覚えているのなら、もし過去に事故があったのであれば教えてほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長(田嶋輝雄君) 質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第94号七戸町公の施設における指定管理者の指定について(七戸町ライスセンター)は、原案のとおり可決されました。

○日程第13 議案第95号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第13 議案第95号七戸町公の施設における指定管理者の指定の指定について(七戸町農産物流通センター)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第95号七戸町公の施設における指定管理者の指定の指定について(七戸町農産物流通センター)は、原案のとおり可決されました。

○日程第14 議案第96号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第14 議案第96号七戸町公の施設における指定管理者の指定の指定について(七戸町農産物集出荷貯蔵施設)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

15番議員。

○15番(三上正二君) 先般、こういうものの発根の件で全員協議会のとときに資料をもらったのですが、この管理の形の中で、今の指定管理の文言の中で第2条、3条かな、簡単に言うと、ちゃんとした管理をしなければならないという形になっているのですよね。その中では、毎日温度管理をしなければならないものを週に1回か2回でやっている、要するに雑なずさんな管理だということだ。前の全員協議会の中でそういう報告が農協から来ているのですよ。そういう形の中で、これは保険とかそういうふうに払うから、農家には被害がないようにはするだろうけれども、いずれにしても、秘密とかそういう形はよくないと思うのだけれども、その件についてはそれから言うと、これは指定管理から外さなければならなくなるのだよ。ちゃんとした善良な管理をしていないという以上、これ今での中ですと過去にわたってこういうふうにしてきたということなのです。これまで全員協議会の報告の中では、そうなれば、先ほど6番議員が言ったみたいで、本来のは自分たちが使っている、自分たちに責任があるのだからということであれば、早いうちに、5年と言わずに早いうちに指定管理ではなくて移譲していくと、その辺は町長か農林課長かな、どう考えるのでしょうか。

○議長(田嶋輝雄君) 町長。

○町長(小又 勉君) お答えします。

過去にも実は、農協とこのことについて話し合いをしたことがあります。というのは、こちらの希望としては、無償譲渡したいと。当然、会検の指摘もありますし、あるいはまた指定管理者の選定委員会の中でも実はこういった話が出ているということでもありますから、非常に実はその全館注意義務違反ということで、相互の審議を重んじてという文言もありますけれども、その辺にちょっと違反している部分があったということで、それは報告に来たときに強く農協に組合長を初め役員の方に話をしておりました。

とりあえず、これ5年間ということの範囲ですけれども、この範囲の中で無償譲渡に向けての協議をして、できればもう無償譲渡をするという方向でいきたいというふうに考えております。

過去の場合は、実はなかなか農協が受けないということもありました。だけれども、非常に強い指摘がありましたので、その辺で、そういう方向で無償譲渡を何ともしたいということに進めていきたいというふうに思っていますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 15番議員。

○15番（三上正二君） これは指定管理しなくても農協で使っているものをほかにやらせるわけにもいかない、その事情はわかるのだよ。だけれども、確かに農協の立場にすれば、役場の物にしておけば何かと便利はいいのです。だけれども、それだとするならば本来なら我々のもそういう加工業をやっていれば、簿冊があつて来ればみんな会検ではないけれども、品質管理の検管が来て全部帳簿を調べるのです。それで我々は取引停止するところまでいくのだ。だから、それが今恐らく管理したとって以後気をつけますで終わっているけれども、普通、チェックした人が1人ではなくて2人でチェックしたかどうかを確実にチェック体制が二重にかかるのです。それが多分なっていないと思うし、そんなのはどうでもいいのだけれども、でも1日でも早いうちにこういう問題が出たのなら早いうちに農協のほうにして、別にこれは七戸だけではなくて、ただどうしてもこれはやれないものもあると思うのだけれども、だけれどもそういう形にしてお願いしたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 要望でよろしいですね。はい、わかりました。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第96号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町農産物集出荷貯蔵施設）は、原案のとおり可決されました。

○日程第15 議案第97号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第15 議案第97号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町転作作物加工処理施設）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第97号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町転作作物加工処理施設）は、原案のとおり可決されました。

○日程第16 議案第98号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第16 議案第98号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町農業施設（体験ハウス1号棟））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第98号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町農業施設（体験ハウス1号棟））は、原案のとおり可決されました。

○日程第17 議案第99号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第17 議案第99号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町堆肥センター（七戸良質堆肥センター））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第99号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町堆肥センター（七戸良質堆肥センター））は、原案のとおり可決されました。

○日程第18 議案第100号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第18 議案第100号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町農業施設）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第100号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町農業施設）は、原案のとおり可決されました。

○日程第19 議案第101号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第19 議案第101号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町総合福祉センターゆうずらんど）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第101号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町総合福祉センターゆうずらんど）は、原案のとおり可決されました。

○日程第20 議案第102号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第20 議案第102号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（天間西児童センター）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 数々の指定管理が90から101まで来たのだけれども、一つ自分なりに疑問点があります。管理物件3番、指定管理は管理物件を管理業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ、町の承認を受けたときはこの限りではないと。90から101まで、ここまで来たのだけれども、102にない、これが。

そこで、児童センターの設置条例にはあるのだけれども、ここにも私が言った3を載せるべきではないですか。

○議長（田嶋輝雄君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時57分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

社会生活課長。

○社会生活課長（氣田雅之君） お答えします。

児童センターの管理運営に関する3条の3項が載っていないということですが、この児童センターの管理運営の際に、ほかの施設に流用しないような形で考えておりましたので

除いておりました。

○議長（田嶋輝雄君） 10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 多分それをわかってお聞きしたのですけれども、これは今までのほかのほうでも、そういう設置条例がどれかでもあるはずなのですよ。でも、あえて載せているということですから、我々がここで議決権がありますので、できれば載せたほうがベターではないですかということと、もう一つ、わかりやすくするためには載せたほうが私はいいのかなど。確かに児童センターのほうの設置条例ではあるのはわかりますけれども、これは議案に提出したということは必要であるから提出しているのであって、できればお互い統一した形でできないものかなということですよ。

○議長（田嶋輝雄君） 副町長。

○副町長（似鳥和彦君） 基本協定は標準様式がございまして、その第3条3があるのとなつたのと二つの形があります。当町の場合は、ほとんど3をつけておりますので、今後は3をつけた形でいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（田嶋輝雄君） 10番議員、よろしいですか。

○10番（田嶋弘一君） はい。

○議長（田嶋輝雄君） 2番議員。

○2番（小坂義貞君） 今、数々指定管理がありましたけれども、私から3番ですね、指定管理者が管理する期間、今までの指定管理は本当は5年の契約で今まで来た。なぜ、ここだけが3年ですね、平成31年という3年の契約、その意味をちょっと説明お願ひします。

○議長（田嶋輝雄君） 副町長。

○副町長（似鳥和彦君） 西児童センター、去年は城北の児童センターもそうなのですが、最初の指定管理は相手方といいますか、業務がしっかりできるかとかという部分もございましておおむね3年にしております。基本は全国的にも5年ですが、3年間過ぎて次のときに5年という形に今までやっておりますので、そういう形でよろしくお願ひします。

○議長（田嶋輝雄君） 2番議員。

○2番（小坂義貞君） では、今回だけが3年で、次更新のときは5年ということですか。わかりました。

○議長（田嶋輝雄君） 質疑ありませんか。

4番議員。

○4番（听 清悦君） ほかに指定管理者で応募があったのかというのが1点と、あと、今回提案されています天寿園会については評価している部分があつて、子供に太鼓を教えているとか、あとドラキュラフェスタでもダンスをプロ並に上手なくらい教えているのもここだということですので、今まで秋祭りに子どもを参加させたらという部分でも、例えば学校で教えられないところは、もう土日で地域で教えるしかないというところでは、そ

ういった部分ではこの提案された法人には期待しているのですけれども、選定する際にはそういったところも評価したのかどうかを伺います。2点伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 社会生活課長。

○社会生活課長（氣田雅之君） お答えします。

今回の指定管理の応募については天寿園会のみでしたので、あと委員会のほうにお諮りして決定いたしました。その行事の云々というのについては、特に記載されておりませんので考慮はされておりません。

○議長（田嶋輝雄君） あと、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

6番議員。

○6番（附田俊仁君） 今、副町長から3条の3項を入れるべきだというお話なのですが、議長これどうですか、1回廃案にしてやるべきなのですか。このまま通してこのままいってしまうのか。

○議長（田嶋輝雄君） 副町長。

○副町長（似鳥和彦君） 入れるべきではなくて、入れなくてもいいのです。わかりやすくするためにうちのほうは入れているのです、七戸町は。第5条で管理業務の内容等で、この児童センターの条例がありまして、その第7条に掲げる業務というのがあります。この業務を行うということになっていますので、したがって第3条の第3項は入れなくてもよろしいのですが、当町の場合は、全部協定書の中にこの第3項は入れています。わかりやすくするためです。ここだけが、ちょっと今回は除かれていたので、次回から同じような形で入れていくということで、先ほど申しましたのはそういう意味です。

○議長（田嶋輝雄君） 6番議員、よろしいですか。

○6番（附田俊仁君） はい。

○議長（田嶋輝雄君） 質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第102号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（天間西児童センター）は、原案のとおり可決されました。

○議長（田嶋輝雄君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

○日程第21 議案第79号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第21 議案第79号平成27年度七戸町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

9ページから13ページまでの歳入全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 次に、歳出に入ります。

14ページ、2款1項1目一般管理費から、21ページ、4款1項6目環境衛生費まで発言を許します。

7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 15ページ、6目の企画費の19節負担金補助及び交付金で七戸町ヤングファミリー定住支援補助金が95万2,000円ほど補正になっているのですが、これは当初予算では200万円なのですよね。ということから、このヤングファミリーの定住というのは幾らか予定より進んでいるのかなという感じもするのですが、現在どれぐらいでどうなのか、ちょっとお伺いします。

○議長（田嶋輝雄君） 地域おこし総合戦略課長。

○地域おこし総合戦略課長（田嶋邦貴君） お答えします。

現在の今年度の件数ですけれども19件、昨年が18件になります。当初250万円ほどの当初予算を要望するのですけれども、当然ある程度の状況を見た中で補正をしましようというところの中で、200万円から今後の部分も含めて、今95万2,000円の補正予算で計上しているというものでございます。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

6番議員。

○6番（附田俊仁君） 17ページ、2款総務費の中の19節地域おこし協力隊なのですが、募集をする最終範囲というのは町内になるのですか。

○議長（田嶋輝雄君） 地域おこし総合戦略課長。

○地域おこし総合戦略課長（田嶋邦貴君） こちらは、いわゆるこの募集要望するための要件がありまして、いわゆるこれ首都圏のほうから、こちらの人手不足という問題があるこの事業でございまして、首都圏等を含めたものから募集を広げて求めるというものでありまして、地元から求めるというものではございません。

○議長（田嶋輝雄君） 6番議員。

○6番（附田俊仁君） 二つぐらいありますが、今後、地域おこし総合戦略課の予算項目というのは、この総務費の中に計上されているということですのでいいですね。例えば、真剣にこの町の将来を考えれば、ここに産業をおこしていかなければいけないということは、これは周知の事実で、それを目的にしている課というふうに私は認識しているのですけれども、結局、従来以前としたここら辺の経済事情といいますか、そういうものから脱却をするために、既存の組織体の中から募集をかけても、例えば全体の取り組みですね、ちょっと限界があるというふうに私感じておまして、そこにはやっぱり各業界業界のスペシャリストの方々がこの町内にもいらっしゃるのですよ。その方々の力を引き出すための会議の構成員、ここについてははすごく慎重にやっていく必要があるやに思うのです。

このたびのこの協力隊の募集についても、もやんとした感じ、抽象的な感じなものではなくて、個々具体的にこういう業種にこういうものがという、その具体性がとても大事だと思うのですよ。そのときに、そういうところの組み立てはどういうふうに考えていらっしゃるのかということ、課長もだし町長からもちょっと伺いたいと思うのですが。

○議長（田嶋輝雄君） 地域おこし総合戦略課長。

○地域おこし総合戦略課長（田嶋邦貴君） お答えします。

今の募集の件ですけれども、これも具体的に、今、各課にこの説明をして、観光課と農林課から2人ずつの募集ということになります。どこに配置するかというのもう決まっております。農林課はローズカントリー、商工観光は観光協会。そのためにこういう方々の資格を持つ人、あるいは何歳から何歳までというような明確なものを募集要項として出していますので、見る方は、ああ、ここの業務だなということはわかって手挙げをすものというふうに定めています。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 続いて、町長。

○町長（小又 勉君） とりあえず、ですから観光協会、いわゆる道の駅を今、それこそ観光の拠点、あるいはまた新規就農の拠点、それから防災の拠点ということで進めておりますので、そこで人材が必要と。

それから、もう一つが農林課の中のローズカントリー、何とかあそこを自立させたいということで、とりあえずはまず2件ということをやっていますけれども、そのほかにも今おっしゃったように、きっちりしたちゃんとした産業の振興と、あるいはまた創造・創設

ということに向けてさまざま検討しながら、また募集をかけていきたいというふうに思っています。

○議長（田嶋輝雄君） 6番議員。

○6番（附田俊仁君） 副町長にちょっとお話なのですが、意見を伺いたいのですが、前にどこの場所だったか忘れたのですが、例えば経済、若者がここに定住するためには、そこに職場がなければいけないよと、仕事がなければいけない。職場と限らず社長さんでもいいけれども、自分で事業を興すのもいいですけども、そういう仕事がなければいけない。次に必要なものは定住する場所という話で、その中で町内に宅建業者とか不動産業者が何社かあるのですが、その協会なるものはまだないわけですよ。それは不動産業界の話ではあります。建設業協会は建設業協会であるのですが、そういう業界業界のまとまりというものを町が率先してつくっていくことによって全町的な取り組みになり得るのかなというものを考えているのですが、そういう次年度に向けて、そういう働きかけというものを町では考えているのかどうかというところを伺いたいのですが。

○議長（田嶋輝雄君） 副町長。

○副町長（似鳥和彦君） 確かに町外から転入してきた方、3月とか4月に転入してきた方は、アパート情報を知りたいという人は事実何組かおりました、これまで。ただ、私どものほうも、行政のほうも何とかしてアパート情報をホームページなりで知らしめたいとは思っておりましたが、なかなか個人事業主でするのでできないということで、いろいろなことを考えておりました。今の七戸町の不動産業者を集めてやるという、一つの協会をつくるということになれば、行政としてもそれなりのホームページに掲載するような形でできると思います。

今、私のほうで考えているのは、なかなか大変な作業になるのですが、半月に1回とか10日に1回ぐらい更新業務がありますので、そうするとまた補助絡みというのも出てきますので、とりあえず総合戦略課が窓口になって協議会をちょっと立ち上げてみようかというふうな、今、話し合いになっています。それからどんどん進めていきたいと思いますが、いずれにしてもこっちへ来たけれども住む場所がない、行政何とかならないかという、私たちも知りませんので、情報がありませんので、その情報を共有できるような形をつくっていきたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 次に、21ページ、6款1項1目農業委員会費から、30ページ、13款2項4目高額療養費貸付金利息まで、発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 次に、歳入歳出全般にわたり発言を許します。

15番議員。

○15番（三上正二君） 歳入歳出全般なのですが、町長はこの中にもあるよう

に、ヤングファミリーとか新築リフォームとかという形のもので各事業を実施して効果も上がっております。定住促進分野では、クリーンエネルギー導入をあわせ公共施設の太陽施設だとかそういうのをやっていますけれども、また、最近では、この七戸はメガソーラーの関係が非常に多くなっているのですけれども、ところで形あるものはいずれかは壊れるのですよね。耐用年数が10年とも20年とも言われているのですけれども、ただ、そうであってもこのメガソーラーなるもの、特に大規模になればなるほどに恐らく国のほうがまだそこまでいっているかどうかかわからないのですけれども、危機管理というのですか、それが廃棄処分とかそういうふうになったときの対応とかは考えていますか。どういうふうになっているのでしょうか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 今のところメガソーラーは、いわゆるパネルの耐用年数というのは、おおむね20年と。ですから、大体20年の契約をしているみたいですが、まだ具体的に、では20年で全くだめになるのかと、そこまでちゃんとしたデータはまだ出ていないということでもあります。もちろん事業者が来た時点で、当然その辺までは話はしております。この背景とかそういったものは、当然事業者の責任でやらなければなりません。だけれども、全く勝手にやれということではなくて、その時点ではある種の行政主導というのをきっちりしないと、適当にやられたのでは、これはもう大変なことになります。

それから、一番心配しているのは大規模な開発で、いわゆる集中的な豪雨の際の水対策、これもまたしっかりしないと町の水路なり、あるいはまた県の河川なりと、こういったものが大きな被害を受ける可能性がある。この辺は、スタートする時点でよく申し入れはしております。これから町としてはいろいろ調査をしながら、そういう限界が来た時点での廃棄の対応であるとか更新だとか、その辺はよく調査をしながら万全を期すようにしていきたいということでもあります。

○議長（田嶋輝雄君） 15番議員。

○15番（三上正二君） 恐らく今、これはこれで世の中の進行の方向性はクリーンエネルギー等になっていくと思うので、これはこれでいいのですよ。ただ、国のほうでもこんなにわたわたなるとは私も思っていなかったし、国でもそう思っていなかったと思うのですよ。ところが、いずれにしてもこれを言っているのは、ほとんどは借地型でやっていますよね。土地を貸したって言って。上北のほうでは、一部、後から俺は責任とりたくないしと、土地を売るといった人もあるやに聞いていますけれども、仮に事業主が地主から土地を借りたと。外資系のほうが多分多いと思います。そうなれば、契約がどういうふうな形でなろうとも、例えば事業主が最終責任者なのかかわからない。だけれども、いずれかが廃棄処理していく、これは半端なことではない。国で法律がまだないのだから。だけれども、地主が、その契約者が、事業主がどんな契約書を見たって倒産していなくなれば。そうなってくれば、その土地を貸している地主がそれを何とかしろって。それでもどうもな

らなければ、行政ということになるのだ。だから、そういうのは恐らくこれからの話になると思うけれども、ただ、みんなしてこういう太陽光とかそういうので、これはいいとは思っているのだよ。だけれども、そういうことが全然問題視されていない部分があると思うから、あえて今聞いているのですけれども、その辺のところはやっぱり逃げられればどうにもならない。特に外資系あたりになれば。その辺のところもこれから、今答え出せないと思うけれども、ちょっとその辺について答えもらえれば。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） いわゆる売却した人もいます、土地を。それから貸している人もいます。その貸している契約の中には転貸、いわゆる借りてまた別に貸すと、あるいはまたほかの人に譲渡というのもその条項の中に入っているはずです。ただし、今のところ、どのメーカーも多分そうだと思いますけれども、間違いなく経費を上回る発電量がある。それが東北電力と契約しているということですから、いなくなってもパネル自体は発電をすると、いわゆる売電収入は当然これは発生するということになりますので、やめたといってみんなパネルを持っていくわけではないと思います。ですから、そういう点では、そんなには心配はないだろうとは私は思っていますけれども。もちろん、そのときの切りかえの手続はいろいろ大変になると思います。もし、例えば倒産して業者がいなくなると。じゃ、だれかがかわってやるという場合に、ただし電気だけは起きているということですから、もうかるのであれば当然これは後を引き継ぐ人は必ず出てくるというふうには、一般的に今のところ考えています。それ以上にいろいろ問題点があるかと思っていますので、それはいろいろ調査をしながら進めたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 15番議員。

○15番（三上正二君） 電気が起きて採算があっていればいいのです。それでやめたいといってもやめるわけないのだから。それはいいのだけれども、ただ、形あるものは必ず、耐用年数が20年とも言われるし25年とも言われる。また10年過ぎれば結構お金がかかるという話もある。それはまだわからない。だけれども、いずれにしても間違いなく言えることは、いずれ形あるものはなくなって、その処分しなければならなくなる。要するに、俺らの時代ではないかもわからない。でも、そのときになったときに、これだけ大量のものが一気にやっっていれば、悪くなるのも一気になる。わからなくなったときには、もしそういうことが起きる可能性もないとは言えないから、ただ事業者とがいなくなっても、合わなくなればいいんだ、会社が倒産して逃げるんだもの。そういうふうになったことも頭のどこかに入れて対応しておいたほうがいいと思いますので言っています。答弁は要りません。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 全般にということで、ほとんど歳出のほうでお聞きいたします。

今、この補正の中で、例えば児童発達障害の子どもとか定住保育園とかいっぱいあるのだけれども、補正で2,000万円、1,000万円という形でやっていますけれども、先ほどの15ページにも企画のところ、ヤングファミリーのところでも250万円と予算を組みながら、大体また95万円、約100万円、3分の1の補正が加算されているわけですけれども、これは前にも質問したけれども、9月の地方交付税が来るということで、第2弾の予算を組んでいた状況でやっているのですけれども、本来、私たち見ている議員必携から見れば、来るものを見込んだ上での1年間の予算を組むと。それから節で減額して、これぐらい金が残ったというのが当たり前かのように今までやってきたけれども、このごろというか去年から何か第2弾の補正で大きな補正を組んでいるのですけれどもけれども、本来は住民は3月に予算を組んだときに、4月なりに予算書を見たときに、住民は、ああ、これでことしはいくのだなと思っていながら、途中でまた大きな予算を組めば無駄なお金を使っているのではないかというふうに思われます。

大きくこの、今、3割的な補助が、ほとんど若い世代のが後から。悪く言えば、職員の給与はちゃんと100%取るような形。今、次の世代をどうのこうのと言いながら予算を組むのは大概3分の2の予算を組んで、今、9月の地方交付税で来たらやるよという形なのだけれども、9月の地方交付税は大体8割9割来る可能性が高いでしょう、全体の。だったら、それぐらいを最初から乗せて予算を組むべきではないのですか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 御意見はもっともな部分もあります。だけれども、一つの町の予算を執行する段階で万全を期してやらなければならない。来るかもしれないけれども来ないかもしれない可能性もあります。歳入不足なんていうのは絶対避けなければならない。ですから、ある程度、非常に不透明な部分で来るかもしれないという、いわゆる予算を組むと、来ない場合は空財源的なものになります。町内でもどこかでやっているところもあります。そういったことはやっぱり避けなければならない。やっぱり非常にかたく見ながら、ただ町民の皆さんも予算書を見る段階で、ああ、こうなのかということもあるかもしれませんが、別に子供とか若い人たちの予算を意図的にそうやっているわけではない。全体的に減額してかたい歳入に合わせたもの。特に建設業、除雪費、そういったものはもう要求の5割なり6割なり、その水準でとめて、かろうじて歳入歳出が合っているという状況です。ですから、それだけやっぱり健全に万全を期して予算運営をしているというのを理解していただきたい。

○議長（田嶋輝雄君） 10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 確かに空財源の意味はわかります。私に言わせれば、空財源というのは、例えば我が町に400町歩の山があると。これを4,000万円で売るのだという形でつくるんだったら、売れなかったら空財源ということになるけれども、そこを交付税というのは全部100%、9月に来ないということはないのでしょうか。大体これぐらいの予算は組めるのでしょうか。それをやればいいことであって、次の世代のことを言いな

がら、今ここで補正が上がって来るのがヤングファミリーであり、子供たちのほうがほとんど3分の1プラスに補正が組まされているのですよ。これが来なかったらやらないのかという話になるのですよ。だったら別なほうで、私に言わせればイベント事業のほうを6割組んでいて、こっちはちゃんと組むべきだというふうに思うのですよ。それぐらい若い人のほうを考えるのであれば、予算の組み方だって8割、9割来るのが確実な条件があるのだから、これは私は空財源とは言わないと思うのですよ。それを国がもし来ないというような形でないと思うよ。来なければ地方が困るのだということであるのですから、これは絶対何があっても国は裏切る行為はないと思うので、できればそういう形でちゃんと3月の議会で予算でちゃんと出してほしいとなと思うのですよ。答弁。

○議長（田嶋輝雄君） 財政課長。

○財政課長（天間孝栄君） お答えします。

例えば、イベント事業を減らしたらいいのではないかという話もございますけれども、例えばいろいろな事業がございます。4月から当初予算で取って、契約して進めていく段階で、どの段階で予算がないとできないか。例えば、除雪はほとんど早くても10月から降る予定。9月補正で組めば除雪はほとんど間に合いますけれども、いろいろなそういういつから予算を使えば間に合うかというのも考慮しながら、切って我慢してとりあえず9月補正まで待つていただくところは燃料費とかの部分では待つてもらおうと。早く進めなければならぬイベントとかいろいろな事業は、4月からもう動かないと間に合いませんので、そういう部分でいろいろ調整して予算を組んでいますので、どうか御理解をお願いします。

○議長（田嶋輝雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第79号平成27年度七戸町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第22 議案第80号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第22 議案第80号平成27年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。
質疑は、事項別明細書により行います。
歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第80号平成27年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第23 議案第81号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第23 議案第81号平成27年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。
質疑は、事項別明細書により行います。
歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第81号平成27年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第24 議案第82号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第24 議案第82号平成27年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。
質疑は、事項別明細書により行います。
歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第82号平成27年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第25 議案第83号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第25 議案第83号平成27年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。
質疑は、事項別明細書により行います。
歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第83号平成27年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第26 議案第84号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第26 議案第84号平成27年度七戸町水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第84号平成27年度七戸町水道事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第27 報告第19号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第27 報告第19号七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(平成26年度事業分)に関する報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

以上をもって、報告第19号七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(平成26年度事業分)に関する報告についてを終わります。

○日程第28 委員会報告について

○議長(田嶋輝雄君) 日程第28 委員会報告についてを議題といたします。

本件については、平成26年度第4回定例会において所管に属する事務調査の継続調査として付託しておりましたが、各常任委員会及び議会運営委員会から調査報告が議長のもとに提出されております。

各常任委員会及び議会運営委員会からの報告は、皆様のお手元に配付している委員会報告書のとおりです。

次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員長の報告ですが、省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

ただいま議題となっております委員会報告書について採決します。

本件に対する総務企画常任委員長の報告は、一つ、企業誘致の促進を図るべきである。一つ、起業・創業支援を図るべきである。一つ、町税等徴収体制の強化を図るべきである。一つ、再生可能エネルギーの積極的な導入を図るべきであるの4件です。

次に、建設産業常任委員長の報告は、一つ、産業の振興を図るために、高付加価値化・ブランド化並びに後継者育成を図るべきである。一つ、生活路線及び生活排水路を計画的に整備すべきである。一つ、町営住宅使用料等の未収金徴収強化を図るべきである。一つ、公共下水道を計画的に整備すべきである。一つ、七戸町に適合した農地集積を図るべきである。一つ、公共事業等の早期発注を図るべきでの6件であります。

文教厚生常任委員長の報告は、一つ、文化財の保存・整備・活用を図るとともに縄文遺跡群世界遺産登録（4道県共同）の推進を図るべきである。一つ、環境整備対策（不法投棄及び水質汚濁対策）の強化を図るべきであるの2件です。

以上、12件を町当局に要請すべきであるとするものであります。

本件は、各常任委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、委員会報告書については、各常任委員長の報告のとおり、町当局に要請することに決定いたしました。

○日程第29 閉会中の継続調査申出書について

○議長（田嶋輝雄君） 日程第29 閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、皆様のお手元に配付している申出書のとおり、各常任委員会及び議会運営委員会から、平成28年12月定例会を期限とする閉会中の継続調査をしたいとの申し出があります。

本件を申出書のとおり、閉会中の継続調査としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、各常任委員会及び議会運営委員会の申し出のとおり、平成28年12月定例会を期限とする閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○閉会宣告

○議長（田嶋輝雄君） 以上で、今期定例会に付議された事件はすべて議了しました。

これをもって、平成27年第4回七戸町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時52分

以上の会議録は、事務局長八幡博光の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成27年12月8日

上北郡七戸町議会議長

議員

議員